#### 目次

00	$\bigcirc$	0	0	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$
福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)(抄)7	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)(抄)	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)

 $\bigcirc$ 特 定都 市 河 Ш 浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号)

#### 目

第一章 総則(第一条

流域水害対策計画等

流域水害対策計画の策定等(第四条・第五条)

第二節 流域水害対策計画に基づく措置(第六条―第八条)

第三章 特定都市河川流域における規制等

第一節 管理協定(第二十七条―第三十一条)保全調整池(第二十三条―第二十六条)雨水浸透阻害行為の許可等(第九条―第二十二条)

第二節

第三節

第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条)

第五章 雑則(第三十四条-一第三十七条)

第六章 罰則(第三十八条 —第四十二条)

#### 第 章 総則

第一条 この法律は、 定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特不一条(この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被 透施設の整備その他の措置を定めることにより、 特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、 もって公共の福祉 の確

#### (定義)

ものをいう。

保に資することを目的とする。

をいう。以下同じ。)であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川 整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもののうち、 国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定する

- 2 市下水道」という。)がある場合にあってはその排水区域(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第七号に規定する排水区域をいう。 |間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道(以下「特定都 下同じ。)を含む。)として国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定するものをいう。 法律において「特定都市河川流域」とは、 当該特定都市河川 の流域 (当該: 特定都市河川 に係る区間が河口を含まない場合にあってはその
- いう。)により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。 生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水による浸水(以下「都市洪水」という。)又は 一時的に大量の降 (以 下 雨
- に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。 定都市(地方自治法 府県知事又は当該指定都市の長)をいう。 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長が河川法第九条第二項 (同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知 以下同じ。)の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道 事又は
- 5 この法律において「下水道管理者」とは、下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、 -水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。 同法第二十五条の十一第一項に規定する流
- この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、 [的とするものをいう。 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、 浸水被害の 止
- 8 道管理者以外の者が設置するもの 法律において「保全調整池」とは、 (第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。) をいう。 防災調整池のうち、第二十三条第一項の規定により指定されるものをいう。

この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、

法律において「宅地等」とは、 宅地、 池沼、 水路、 ため池、 道路その他雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをいう。

# 特定都市河川等の指定)

9

- 国土交通大臣は、一の水系に係る一又は二以上の一級河川につき、区間を限ってこれを特定都市河川として指定することができる。
- するときは、そのうち一の一級河川 接続していなければならない。 前項の規定により指定する河川の区間は、一級河川の連続する区間でなければならない。この場合において、二以上の一級河川を併せて指定 の連続する区間 が、 他の一級河川の連続する区間と直接に又は他の一級河川の連続する区間を通じて間接に
- 3 前二項の規定により国土交通大臣が特定都市河川を指定するときは、 併せて、 当該特定都市 河 川に係る特定都 市 河川 流域を指定しなけ
- 規定にかかわらず、 第一項及び第二項の規定により指定しようとする区間のすべてが河川法第九条第二項に規定する指定区 その特定都市河川及び特定都市河川流域の指定は、 都道府県知事が行うものとする。 間 内にあるときは、 第 項
- 5 |府県知事は、 一の水系に係る一又は二以上の河川 、法第五条第一項に規定する二級河川につき、 区間を限ってこれを特定都市 泂 川として指

河川管理者及び下水

定することができる。この場合においては、 第二項及び第三項 の規 定 を準 甪 でする。

- 6 中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(当該特定都市河川流域が二以上の都府県にわたる場合にあっては、 都市河川流域の区域の一部をその区域に含む他の都府県知事)」とする。 前二項の場合において、指定しようとする特定都市河川流域が二以上の都府県にわたるときのこれらの規定の適用については、これらので 都府県知事及び当該特定 規定
- 7 とするときは、 第三項(第五項において準用する場合に限る。)及び前三項の規定により都道 あらかじめ、 国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。 府県知・ 事が 特定都 市 河 ፲ 及び特定都市 泂 Ш 流域の 指定を行
- 8 市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の国土交通大臣は、第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都 意見を聴かなければならない。
- 河 河川流
- 流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長及び当該特定都市都道府県知事は、第三項(第五項において準用する場合に限る。)及び第四項から第六項までの規定により特定都市河川及び特定都市 市
- 10 11 国土交通大臣又は都道府県知事は、 各項の規定は、 反び特定都市河川流域の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない 特定都市河川又は特定都市河 第一項、 第三項(第五項において準用する場合を含む。)及び第四 ĴΪ 流域の指定の変更又は解除について準用する。 項から第六項までの規定により特定

#### 第 章 流域水害 対 策 計

#### 第 節 流域 水害対 策 計 画 0 策 定

水害対策計画

域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市 特定都市 河川流域における浸水被害の防止 河川の河川 を図るための対策に関する計画 管理者、 当該特定都市河川 (以下この条及 (以下「 域 の区

- 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- 特定都市河川 河川の整備に関する事項河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目 標となる降
- 三 定都 市
- 市 河 流域 にお いて当該特定都市 河 荊 0 河 ĴΪ 管理 者が 行う雨 水貯 留浸透施設の 整備に関 する事

項

Ŧī. 下水道管理者が行う特定都市 卞 水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのも のを除く。

特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るため 0 雨 水 0 時 的 な貯留 又は地下 0 浸透

関する事項

七 下水道管理者が管理する特定都市下水道の ポンプ施設 (河川に下水を放流するため 0 ŧ のに限る。 の操作に関する事 項

浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事 項

ばならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。 河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 国土交通大臣に協議し、その同意を得なけ

4 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、 あらかじめ、 河川及び下水道に関し学識経

を有する者の意見を聴かなければならない。

河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、 公聴会の開催等特定都市河川 流域内の住民の意見を

反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 基づいて定めるものとする。 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第三号及び第四号に掲げる事項については、 当該特定 都市河 川の河川 管理者が作成する案に

河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者

該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。 の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。

流域水害対策計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、

9 第三項 から前項までの規定は、 流域水害対策計画の変更について準用する。 8

管理者等は、

7

流 域水害対策計画の実施等)

第五条 被害対策の基本方針に従い、 ればならない。 河川管理者等は、流域水害対策計画を共同して作成した他の河川管理者等と連携を図りながら、 雨水貯留浸透施設の整備、 浸水被害対策に係る啓発その他浸水被害対策の実施に必要な措置を講ずるように努めな 当該流域水害対策計画に定められた浸水

2 又は地下への浸透に自ら努めるとともに、 特定都市河川流域内において居住し、 又は事業を営む者は、 河川管理者等がこの 当該特定都市河川流域における浸水被害の防 法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならな 止を図るための雨水の 時 的な貯留 留

第二節 流域水害対策計 画に基づく措置

ĴΪ 管理者による雨 水貯留浸透施 設 の整備

当

これを公表しなければならない。

水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができる。 河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、 特定都市河 河 流域に、 特定都 市 河川 0 都市 洪 水による被害の防止を図ることを目的とする雨

- 2 事を同法第八条に規定する河川工事とみなして、同法その他の政令で定める法令の規定を適用する。河川管理施設と、当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を同法第六条第一項に規定する河川区域と、当該雨水貯留浸透施設に関する工河、前項の規定により河川管理者が設置し、又は管理する雨水貯留浸透施設については、当該雨水貯留浸透施設を河川法第三条第二項に規定する
- 3 い。これを変更するときも、 河川管理者は、国土交通省令で定めるところにより、 同様とする。 その管理する雨水貯留浸透施設の区域として政令で定めるものを公示しなければならな

(他の地方公共団体の負担金)

第七条 により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができ、七条 流域水害対策計画に基づく事業であって第四条第二項第五号又は第六号に掲げる事項に関するものを実施する地方公共団体は、当該事業

2 あらかじめ、当該利益を受ける他の地方公共団体に協議しなければならない。地方公共団体は、前項の規定により当該利益を受ける他の地方公共団体に当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させようとするときは地方公共

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第八条 とができる。 では十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い には、同法第十条第一項に規定する排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、同条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみ 条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めるこ 下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るため

第三章 特定都市河川流域における規制等

第一節 雨水浸透阻害行為の許可等

(雨水浸透阻害行為の許可)

第九条 阻害行為」という。 都道府県知事 1為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする者は、あらかじ特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透 (指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 ( 以 下 「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当

の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、通常 の管理 行為、 軽易な行為その他

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、 前号に該当するものを除く。
- おそれのある行為で政令で定めるもの 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。 以下同じ。 )を増加させる

### (申請の手続)

第十条 ればならない。 前条の許可を受けようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出 しなけ

- 「行為区域」という。)の位置、 区域及び規模
- 一 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下
- する工事(以下「対策工事」という。 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出 )の計画 雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようと
- 四 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

## (許可の基準)

第十一条 この 第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号において同じ。)に従い講じたものであり、 第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号において同じ。)に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続が水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準(次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。 法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。 都道府県知事は、第九条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流

# (条例による技術的基準の強化)

- 第十二条 地方公共団体は、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的条件の特殊性を勘案し、前条の政令で定める技術的基準のみによっては 特定都市河川流域における浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる場合においては、 ?基準を強化することができる。 政令で定める基準に従い、 条例で、
- 2 市町村(指定都市等を除く。) は、 前項の規定により条例を定めようとするときは、 あらかじめ、 都道府県知事と協議し、 その同意を得なけ

## (許可の条件)

第十三条 都道府県知事は、第九条の許可に、行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な条件を付する ことができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

### (許可の特例

第十四条 許可を受けたものとみなす。 国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については、 国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第九条

# (許可又は不許可の通

第十五条 都道府県知事は、 又は不許可の通知) 第九条の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

!項の処分をするには、 文書をもって同項の申請をした者に通知しなければならない。

## (変更の許可等)

第十六条 第九条の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合に 都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第九条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十一条及び前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

5

第九条の許可の内容とみなす。 第一項又は第三項の場合における次条の規定の適用については、 第一項の規定による許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を

# (工事完了の検査等)

3

第十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、 で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 又は当該工事を廃止したときは、 玉 [土交通省令

- 2 合しているかどうかについて検査しなければならない。 都道府県知事は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があったときは、 遅滞なく、 当該工事が第十一 条の政令で定める技術的基準に 適
- にあっては、当該指定都市等。 適合すると認めたときは、遅滞なく、 他の工作物をいう。 都道府県知事は、 雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第十一条の政令で定める技術的 以下同じ。)に、 第六項から第八項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、 国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県 当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。 (当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合 次に掲げる土地又は建築物等

- 雨水貯留浸透施設の敷地である土
- 前項各号に掲げる土地又は建築物等の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土 同項の標識 の設置を拒み、 又は妨げてはならな
- 6 5 しなければならない。 何人も、 都道府県は、第三項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、 第三項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、 若しくは除却し、 又は汚損し、 若しくは損壊しては 通常生ずべき損失を補償 ならな
- 7
- 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならな 、昭和二十六年法律第二百十九号) 第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。 政令で定めるところにより、はならない。 収用委員会に土地 収用法

ようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他第十八条 前条第二項の検査の結果第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可) るもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 軽易な行為その他の行為で政令で定め 次に掲げる行為をし

- 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- 改築又は増
- 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却(雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。雨水貯留浸透施設(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、 令で定めるもの 又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれの ある行為で
- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、 場 所 設計又は施行方法、 着手予定日その 他 国 1土交通
- 3 浸透させる機能の保全上支障がなく、 の許可をしなければならない。 都道府県知事は、第一項の許可の申請があったときは、その申請に係る行為が雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、そ 又は
- 条」とあるのは「第十八条第一項」と、第十三条中「行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する」とあるのは「雨 十八条第一項各号に掲げる行為」と、第十五条第二項中 水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全する」と、 第十三条から第十五条までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、 「第十八条第一項の許可」と読み替えるものとする。 「前項」とあるのは 「第十八条第四項において準用する第十五条第一項」と、 第十四条中 第十三条、 第十四条及び第十五条第一項 「雨水浸透阻害行為」とあるのは 同

5 なった場合においては、当該雨水貯留浸透施設については、前条第三項から第八項まで及び前各項の規定は、適用しない。第三条第十一項の規定による特定都市河川流域の指定の変更又は解除により第一項の雨水貯留浸透施設が特定都市河川流! 域外に存することと

# (雨水の流出の増加の抑制)

第十九条 行為区域における当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為であって第九条の政令で定める規模未満のものをしような のをしようとする者

### (監督処分)

第二十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な限度にお 停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。 いて、第九条、第十六条第一項若しくは第十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、 又は工事その他の行為の

- 一 第九条又は第十六条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者
- 一 第十八条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第九条、第十六条第一項又は第十八条第一項の許可に付した条件に違反した者一等一方参与する共気に選択し、 同事名号に持いる名詞を目する

を除く。)であって、行為区域における流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を第十一条の政令で定める技術的基準に従って講じて はした者 いないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しく 特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為(当該特定都市河川流域の指定の際当該特定都市河川流域内において既に着手している行為

詐欺その他不正な手段により第九条、第十六条第一項又は第十八条第一項の許可を受けた者

- 2 の場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、 者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、 都道府県知事は、その者の負担において、 当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。こ 過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないとき 都道府県知事又はその命じた
- 3 ればならない。 都道府県知事は、 第一項の規定による命令をした場合においては、 標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、 その旨を公示しなけ
- 「項の規定による命令に係る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地の所有者、 前項の標識は、 第一項の規定による命令に係る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、 管理者又は占有者は、 当該標識の設置を拒み、 又は妨げては

#### (立入検査)

- 限度において、その職員に、 .関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。 都道府県知事は、第九条、 雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、 第十六条第一項、 第十七条第二項、 第十八条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うために必要な 当該土地、 当該雨水浸透阻害行為
- 2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならな

# 報告の徴収等

3

- 第二 必要な助言若しくは勧告をすることができる。 3する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における1十二条 都道府県知事は、第九条又は第十六条第一項の許可を受けた者に対し、 又は当該土地における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために 当該許可に係る土地又は当該許可に係る雨水浸透阻 害行為に
- しくは資料の提出を求め、又は当該雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、 うくは資料の提出を求め、又は当該雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させる機能を保全するために必要な都道府県知事は、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る行為の状況について報告若 言若しくは勧告をすることができる。

#### 保全調 整池

- 一十三条 、流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。 都道府県知事は、 特定都市河川流域内に存する政令で定める規模以上の防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が当該特定 都 市 河
- 2 都道府県知事は、 前項の規定による指定をしようとするときは、 あらかじめ、 当該保全調整池が存する市町村の長 (指定都市等の 長を除
- の意見を聴かなければならない。
- 3 を当該保全調整池が存する市町村の長 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、 (指定都市等の長を除く。)及び当該保全調整池の所有者に通知し 当該保全調整池を公示するとともに、 なければならない その旨
- 4 第一項の規定による指定は、 前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、 第一項の規定による指定の解除について準用する。

#### (標識 の設置等

第 より、 域 二 十 四 穴内にある場合にあっては、 条 次に掲げる土地又は建築物等に、 都道府県知事は、 当該指定都市等。次項において準用する第十七条第六項から第八項までにおい、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県 保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。 次項において準用する第十七条第六項から第八項までにおいて同じ。 (当該保全調整池が指定都市等の区 )の条例で定めるところに

# 保全調整池の敷地である土

建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

2 第二項において準用する第十七条第六項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する第十七条第七項」と読み四条第一項各号」と、同条第五項及び第六項中「第三項」とあるのは「第二十四条第一項と、同条第七項中「前項」とあるのは「第二十四条「第十七条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第二十 替えるものとする。

## (行為の届出等)

し、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただ第二十五条 保全調整池について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところ ない。

保全調整池の全部又は一部の 埋 立 て

保全調整池(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、 保全調整池が設置されている建築物等の改築又は除却(保全調整池に係る部分に関するものに限る。) 改築又は

次項において「関係下水道管理者」という。)及び当該保全調整池が存する市町村の長に通知しなければならない。 を特定都市河川の河川管理者(次項において「関係河川管理者」という。)、当該保全調整池が存する下水道の排水区域に係る下水道管理者( 都道府県知事(指定都市等の長を除く。)は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容 前三号に掲げるもののほか、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

3 する都道府県の知事、 都道府県知事は、第一項の規定による届出があった場合において、当該保全調整池が有する雨る都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、 当該届出の内容を当 該指定都市等を包括

あると認めるときは、当該届出をした者に対して、 必要な助言又は勧告をすることができる。 水を 時 的に貯留する機 能 の保全の ため必要が

# (防災調整池の保全)

雨水を一時的に貯留する機能を維持するように努めなければならない。 特定都市河川流域内に存する防災調整池の所有者その他当該防災調整池の管理について権原を有する者は、 当該防災調整池が有する

#### 第三節 管理協定

# (管理協定の締結等)

第二十七条 地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等 ( 項及び第三十一条において同じ。)との間において、 |該保全調整池の敷地である土地 管理を行うことができる。 所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。次言該保全調整池の敷地である土地(建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分) 次に掲げる事項を定めた協定 (以下「管理協定」という。) を締結して、当該保全調整池

- 管理協定の目的となる保全調整池 (以 下 「管理協定調整池」という。)
- 管理協定調整池の管理の方法に関する事 項
- 管理協定の有効期間

2 管理協定については、保全調整池所有者等の全員の合意がなければならない。」管理協定に違反した場合の措置

# (管理協定の縦覧等)

2

第二十八条 地方公共団体は、管理協定を締結しようとするときは、 公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公告し、 当該管理協定を当該

出することができる。 前項の規定による公告があったときは、 利害関係人は、 同項の縦覧期間満了の日までに、 当該管理協定について、 地方公共団体に意見書を提

# (管理協定の公告等)

第二十九条 当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、 ばならない。 地方公共団体は、 管理協定を締結したときは、 国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、 次に掲げる土地又は建築物等に、 管理協定調整池が存する旨を明示しなけれ かつ、当該管理協定の写しを

- 管理協定調整池の敷地である土 地
- 建築物等に管理協定調整池が設置されている場合にあっては、 当該建築物等又はその敷地である土地

# (管理協定の変更)

第二十七条第二項及び前二条の規定は、 管理協定において定めた事項の変更について準用する。

# (管理協定の効力)

第三十一条 第二十九条 (前条において準用する場合を含む。 の規定による公告のあった管理協定は、 その公告のあった後において当該管理協

調 整 池 0 保 全調 整池 所有者等となった者に対しても、 その 効 分 があるもの

#### 都 市 洪 水想定区

水 定区 市浸水想定 区

るときは、この限りでない。 合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、 国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場定が下河川のうちその他の区間について、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため一十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(河川法第九条第二項に規定する指定区間を除く。)について、都道府県知事は て、 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十条第二項、 第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指 都市洪水想定区域として指定するものとする。 ただし、その特定都 定があ 河川

- 管理者)は、共同して、当該特定都市河川流域について、都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽定都市下水道の下水道管理者(特定都市河川流域の全部が一の市町村の区域内にある場合にあっては、市町村の長及び特定都市下水道の下水道、前項本文に定めるもののほか、特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長、当該市町村を包括する都道府県の知事及び特 場合に都市浸水が想定される区域を、 減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた 定による指定がされているときは、この限りでない。 都市浸水想定区域として指定するものとする。 ただし、 その区域について、 水防法第十四条の二第
- 3
- 4 想定される水深を公表しなければならない。 第一項本文又は第二項の規定による指定をした者は、指定後速やかに、国土交通省令で定めるところにより、前二項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。 国土交通省令で定めるところにより、 指定の X 域 及び浸水した場合に
- 5 1域に含む市町村の長に通知しなければならない。 項本文の規定による指定をした者は、 指定後速やかに、 前 項 の規定により公表すべ き事 項を当該都市 洪水想定区 域の全部 文は 部
- 6 前三項 の規定は、第一項本文又は第二項の規定による指定の 変更につい て準用する。

洪 水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ 迅 速な避難を確保するため 0 措

十三条 第三項において同じ。)において、 発生のおそれに関する情報 ない市町村にあっては、 (の規: 定による都市浸水想定区域の指定があったときは、 市町村防災会議 (災害対策基本法 当該市 。 以 下 町村の長とする。 「洪水等情報」という。 都市洪水及び都市浸水が相互に影響を及ぼすものであることを考慮して、 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 次項において同じ。)は、前条第一項本文の規定による都市洪水想定区域の指定又は同条 )の伝達方法、 市町村地域防災計画 避難場所その 第十六条第一 (同法第四十二条第一 他都市洪水又は都市浸水が生じた時 項に規定する市町村防災会議 項に規定する市 都市洪水又は 村地域防災計 0 都市浸水の発生 円滑 画 迅 をい を設

- 2 情報の伝達方法を定めるものとする。 場合には、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、 市町村防災会議は、都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある 前項に規定する洪水等
- 3 ものとする。 難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、 都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、 市 町村地域防災計画において定められた洪水等情報の伝達方法 住民に周知させるように努める
- 法第十四条の二第一項の規定による指定がされている場合にあっては、当該指定に係る区域を含む。)内の地下街その他不特定かつ多数の者が 利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独に又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円 いる場合にあっては、同法第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域を含む。)内又は都市浸水想定区域 都市洪水想定区域 (当該特定都市河川が水防法第十条第二項、 第十一条第 一項又は第十三条第一 項若しくは第二項の規定による指定を受けて (当該特定都市河川流域において同
- 5 ている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六2)第一項から第三項までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により浸水被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されたの迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。 会(災害対策基本法 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議 (同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。」 とあるのは 画 町村相互間地域防災計画をいう。」と、 とあるの は (昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。」と、「市町村地 市 町村相互間地域防災 (計画」と読み替えるものとする。 第二項中「市町村防災会議」とあるのは 「市町村相互間地域防災計画 市 町村防災会議の協議会」と、 (昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条を図るため市町村防災会議の協議会が設置され (同法第四十四条第一項に規定 第三項中 一 域防災 の協議 地域

### 第五章 雑則

測量又は調査のための土地の立入り等

- 第三十四 量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、 準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による特定都市河川流域の指定又は第二十三条第一項の規定による保全調整池の指定に関する測 することができる。 条 国土交通大臣、 都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、 他人の占有する土地に立ち入り、 又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一 第三条第三項 (同条第五項に 一時使用
- 2 !項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、 かじめ通知することが困難であるときは、 この限りでない。 あらかじめ、 その旨を当 7該土地 の占有者に通 知し なけ れ ばならない。
- 3 項 の規定により宅地又は垣 さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、 その立ち入ろうとする者は、 立.

入り

- 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。、りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 5 示しなければならない。 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったときは、 を提
- 6 知して、その意見を聴かなければならない。 第一項の規定により特別の用途の ない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、 あらかじめ、 当該土地の占有者及び所有者 に通
- 7 土地の占有者又は所有者は、 正当な理由がない限り、 第 項 の規定による立入り又は 一時 使用を拒み、 又は妨げてはならな
- 8 常生ずべき損失を補償しなければならない。 都道府県又は指定都市等は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、 通
- 9
- ればならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は指定都市等は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなけ前項の規定による損失の補償については、国、都道府県又は指定都市等と損失を受けた者とが協議しなければならない。 収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。 補償金の支払を受けた日から三十日以内に

第三十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、 長に委任することができる。 国土交通省令で定めるところにより、 その全部又は一 部を地方整備局長又は北 開 発

### 経過措置

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その 定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内におい て、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。 )を定めることができる。

### (事務の区分)

- 第三十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、 定する第一号法定受託事務とする。 地方自治法第二条第九項 第一 一号に規
- 三十四条第一項から第三項まで、第五項、 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項から第三項まで、 第九項及び第十項 第三条第三項 る。 )の規定により都道府県が処理することとされている事務 (同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)、 (同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四条第一項、 第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあっては、 第五項、 第六項及び第八項から第十項まで(第 同条第三項から第八項まで(同条第九 特定都市河川 同条第四項から第七項まで 流域の指定に係るもの

こととされている事務 第四条第一項及び同条第三項から第八項まで (同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定により市町村が処理する

罰則

第二十条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第九条又は第十六条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者-九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以 下の罰金に処する。

- 四三二一
  - 第十八条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 第三十四条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 三 第二十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽二 第十七条第五項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者一 第十七条第一項(工事の完了の届出に係る部分に限る。)又は第二十五条第一項の規定に違反して、第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、 前三条の 違反行為を

第四十二条 第十六条第三項又は第十七条第一 た者は、二十万円以下の過料に処する。 項 (工事 ずの廃止 の 届出に係る部分に限る。) の規定に違反して、 届出をせず、 又は虚偽の届出をし

0 水防法 昭 和二十四年法律第百九十三号)

又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと

第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。おける当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する 河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川 条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が 号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九 水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、 消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。 法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、 (同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合に 警戒、 水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十 通 (昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下 送及びダム又は水門若しくは閘門の 以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一

[の機関が行う洪水予報等)

第十条 (略)

は水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後において、国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあ 道機関の協力を求めて、 これを一般に周知させなければならない。

#### 3

(都道府県知事が行う洪水予報

示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般 おそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を汗一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる に周知させなければならない

-三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知) 水により国民経済上重 大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、 河川 洪水特別警戒水位 法第九条第二項に規定する指定区間外の一級 (警戒水位を超える水位であつて

た河川について、洪水特別警戒水位を定め、 項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定し 水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、 ・水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。 次項において同じ。) を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二 当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県 必要に応じ報道機関の協力を求めて、 これを一般に周知させなければな

しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若7十三条の二(都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知) 当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、 定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面ま での高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を 協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 必要に応じ報道機関

村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、 知させなければならない。 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したも 雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市 必要に応じ報道機関の協力を求めて、 これ 般

# (都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知

いて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこ第十三条の三(都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにつ れに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに ?要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

# 水浸水想定区

十四四 玉 土交通大臣は、 第十条第二項又は第十三条第 項の規定により指定した河川につ ٧١ て、 都道府県知事は、 第十一条第 一項又は第十三

を図るため、国土交通省令で定めるところにより、 条第二項の規定により指定した河川について、 るものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。 洪 水時の円滑かつ迅速な避難を確 想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当す 保し、又は浸水を防止することにより、 水災による被害の 軽減

- 2 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、 前項の規定による指定は、 指定の区域、 浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。 国土交通省令で定めるところにより、 前項の国土交通省令で定め
- る事項を公表するとともに、 関係市町村の長に通知しなければならない。「知事は、第一項の規定による指定をしたときは、

二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

# 水出水浸水想定区域

た場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設 (当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつ 「水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、 -四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、 市町村長は、 同条第二項の規定により指定した 国土交

- 3 項を公表するとともに、 前項の規定による指定は、 都道府県知事又は市町村長は、 都道府県知事にあつては、 指定の区域、 第一項の規定による指定をしたときは、 浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。 関係市町村の長に通知しなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 前項の国土交通省令で定める事
- 前二項の規定は、 第一項の規定による指定の変更について準用する。

4

# 高潮浸水想定区域

第十四条の三 る基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するもの ことにより、 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、 水災による被害の軽減を図るため、 国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定め 又は浸水を防止する

- 3 2 前項の規定による指定は、 都道府県知事は、 第一項の規定による指定をしたときは、 指定の区域、 浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。 国土交通省令で定めるところにより、 前項の国土交通省令で定める事項を公表する
- 前二項の規定は、 第一項の規定による指定の変更について準用する

関係市町村の長に通知しなければならない。

かつ 迅 速な避難の

確保及び浸水の

防 止 0) ため

0

水想定

区域における円滑

理者からの申出があつた場合に限る。 次に掲げる事項について定めるものとする。 想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する 長とする。次項において同じ。)は、 - 町村地域防災計画をいう。以下同じ。) において、 市町村防災会議 (災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置 第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村 ただし、 第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、 少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、 当該施設の所有者又は管

府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。 知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは 次項において同じ。)の伝達方法 都道

て、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、 当 7該市 町 村 地 画 お

二 ~ 五

所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者 〉構成員) (第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織 が置かれたときは、

### 三 (略)

3

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成

十五条の三 置に関する計画を作成しなければならない。 土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用 /定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その:第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者  $\mathcal{O}$ 措 国

- 2 ない。これを変更したときも、 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者 同様とする。 は、 同 項 の規定による計画を作成したときは、 遅 滞なく、 これを市町村長に報告し なけ れ ば なら
- 3 な指示をすることができる。 利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、 当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、 当 該要配慮者利 必要
- その旨を公表することができる。 前項の規定による指示を受けた第一 項 の要配 慮者 利用 施設の 所有者 又は管理 者が、 正当な理 由がなく、 その指 示に従わな つた
- 5 項 の要配慮者利 用施設 の所有者又は管理者は、 同 項に規定する計画で定めるところにより、 同 項  $\hat{O}$ 要 配慮者利用施 設  $\mathcal{O}$ 利 用 者

円 .滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

- 6 かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、 国土交通省令で定めるところにより、 同 項 の要配慮者利用施設の 利用 者の 洪水時等 の円滑
- 7 他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、 前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、 同様とする。 遅滞なく、 当 「該自衛水防組織の構成員そ

### $\bigcirc$ 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百 一 号)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~三 (略)

五~十二 (略)四 居室 居住、: 居室居住、執務、 作業、 集会、 娯楽その他これらに類する目的の ために継続的に使用する室をいう。

建築物を新築し、 増築し、 改築し、 又は移転することをいう。

十四~三十五 (略)

(災害危険区域)

第三十九条 地方公共団体は、 条例で、 津波、 高 潮、 出水等による危険の 著し い区域を災害危険区域として指定することができる。

2

(特定用途制限地域)

第四十九条の二 特定用途制限地域内に 地方公共団体の条例で定める。 おける建築物 の用途の 制 限 は、 当該特定用途制限地域に関する都市 計 画 に即 Ļ 政令で定める基準に従

(居住環境向上用途誘導地区)

第六十条の二の二

2 • 3

4 認を得て、 1を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。居住環境向上用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、 国土交通大臣の承

# 4作物への準用)

規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは 九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の 十六条の七第三項(第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条(昇降機に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第 条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第八十六条の七第二項(第二十条に係る部分に限る。)、第八 三十四条第一項、第三十六条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十条、 を除く。)、第二十条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条、第 第十二条第五項(第三号を除く。)及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条(第四項から第十三項まで及び第二十四項 )、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第八条から第十一条まで、 これらに類する工作物で政令で指定するもの 十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第八十六条の七第一項(第二十八条の二(第八十六 第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、 .項第四号の建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。 「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。 高架水槽、 擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、 (以下この項において「昇降機等」という。) については、 昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては ウォーター 第三章の二(第六十八条の二 シュー

面積の る。)、第八十七条第三項(第四十八条第一項から第十四項まで、 第五十一条まで、 八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。)、第八十七条第二項(第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から 七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項(第三号を除く。)及び第六項から第九項まで、 の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、 (第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。)、第四十八条から第五十一条まで、 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、 項 合計」とあるのは「築造面積」と、 ·及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項を除く。)、第七条、第七条の二、 第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、 第六十条の二第三項、 第六十条の二の二第四項、 第六十八条の二第一項中「敷地、 第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限 第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。 第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項 構造、 第三条、第六条 建築設備又は用途」とあるのは (第三項、 第十三条、第十五条の二、第十八条 第六十条の二第三項、第六十条の二 第五項及び第六項を除くものとし、 第六条第二項及び別表第二中 「用途」と読み替えるも (第四十

3 一項 〈及び第一 第八条から第十一条まで、 二十五項の規定は、 第六十四条に規定する工作物について準用する。 第十二条 (第五項第三号を除く。)、第十二条の二、 第十二条の三、 第十三条、 第十五条の二並 びに第十

4 文又は津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受 法律第百九十一号)第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、 なければならない場合の擁壁については、 :律第百九十一号)第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条(第一項及び第二十五項を除く。)及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法(昭和三十六年 適用しない。

○ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 流域別下水道整備総合計画 (第二条の二)

二章 公共下水道

第一節 公共下水道の管理等 (第三条—第二十五条)

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置 (第二十五条の二―第二十五条の九)

第二章の二 流域下水道 (第二十五条の十―第二十五条の十八)

第三章 都市下水路 (第二十六条—第三十一条)

第四章 雑則 (第三十一条の二―第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条—第五十一条)

附則

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

·二 (略)

一 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

に接続するものであり、 主として市街地における下水を排除し、 かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものいる下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、 終末処理場を有するもの又は流域下水道

を放流するもの又は流域下水道に接続するもの 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、 河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水

□ 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

専ら地方公共団体が管理する下 水道により排除される下水を受けて、 これを排除し、 及び処理するために地方公共団体が管理する下

水道

上の 市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するも

共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、か公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他 つ、 の公

五. 、その規模が政令で定める規模以上のものであり、 その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。都市下水路(主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

六~九

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。 おいては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合に 関係市町

(事業計画の策定)

第四条 政令で定めるところにより、 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。 事業計画を定めなければならない。 は、 公共下水道を設置しようとするときは、 あらかじ

2 5

6

前各項の規定は、 公共下水道の事業計 画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)に ついて準用する。

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び

終末処理場を設ける場合には、その配置、 構造及び能力

終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置 その 配 置 構造及び能力

予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、 予定排水区域。 次条第三号において同じ。)

六 五 四 三 工事の着手及び完成の予定年月日

2 の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項 は、 国土交通省令で定める

# (事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、 次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、 ること。 かつ、 排 水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に適合してい

兀 流域下水道に接続する公共下水道(以下予定処理区域が排水施設及び終末処理場 「流域関連公共下水道」という。)に係るものにあつては、(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設)の配置 の配置及び能力に相応していること。 流域下水道の事業計画に適合している

六 五

当該地域に関し都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により都市計画が定められて当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。 都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、 (昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定によ 公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合してい

### (構造の基準)

第七条 公共下水道の構造は、 術上の基準に適合するものでなければならない。 公衆衛生上重大な危害が生じ、 又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技

2 の基準に適合するものでなければならない。 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、 政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上

# (公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、 の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。 修繕し、 もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、 及び公共用水域

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、 政令で定める。

#### 3

# (放流水の水質の基準)

第八条 技術上の基準に適合するものでなければならない。 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水 (以下「公共下水道からの放流水」という。) の水質は、 政令で定める

# 排水設備の設置等

## 第十条 (略)

2

3 それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。 第一項の排水設備の設置又は構造については、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百 その他の法令の規定の適用がある場合においては

# (使用の開始等の届出

第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、 らかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。 しようとするときも、同様とする。 その届出に係る下水の量又は水質を変更 国土交通省令で定めるところによ

道管理者に届け出なければならない。 いう。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、 又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」と 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施 あらかじめ、使用開始の時期を公共下水

# (水洗便所への改造義務等)

同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに7十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する 限る。以下同じ。 )に改造しなければならない。

#### 2 (略)

3 とができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難 がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずるこ

第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、 前項と同様とする。

### 5・6 (略)

# (特定事業場からの下水の排除の制限)

下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。 は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域 十二条の二 特定施設 を使用する者は、 政令で定める場合を除き、 (政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。) を設置する工場又 その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除 がしては

- 2 おいて準用する場合を含む。第四項(第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。)及び第十三条第一項において同じ。)の技術上の から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十八に 場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、 基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、 公共下水道からの放流水又は流域下水道 終末処
- 3 る下水の水質の基準を定めることができる。 前項の政令で定める物質に係るものを除き、 公共下水道管理者は、 政令で定める基準に従い、条例で、 特定事業場から公共下水道に排除され
- 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度
- のであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
- き、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であると 設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を 政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。 は、この限りでない。

(特定施設の設置等の届出

第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき 国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け 出なければ ならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 工場又は事業場の名称及び所在地
- 特定施設の種類
- 六 五 四 三 特定施設の構造
  - 特定施設の使用の方法
- 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項
- て下水を排除して公共下水道を使用するものは、 施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継 当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、 国土交通省令で定めるところにより、

前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出

3 共下水道管理者に届け出なければならない。 して公共下水道を使用することとなつたときは、 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除5項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。 その日から三十日以内に、 国土交通省令で定めるところにより、 第一項各号に掲げる事項を公

# 第十二条の四 前条の規定による届(特定施設の構造等の変更の届出)

土交通省令で定めるところにより、 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、 その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。 玉

## (計画変更命令)

除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に第十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排 使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第 適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは 十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

### (実施の制限

第十二条の六 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ ならない。 その届出に係る特定施設を設置し、 又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更しては

#### 2

# (氏名の変更等の届出

第十二条の七 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、 又は特定施設の使用を廃止したときは、 その日から三十日以内に、 その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

第十二条の八 (略

#### 2

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、 その承継があつた日から三十日以内に、 その旨を公共下

水道管理者に届け出 なければならない。

# の措置)

第十二条の九 質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合、十二条の九(特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物 公共下水道管理者に届け出なければならない。 を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、 その事故の状況及び講じた措置の概要を

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、 同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 その者に

第十二条の十一 (略) (除害施設の設置等)

2 第十二条の二第四項の規定は、 前項の条例について準用する。

# (水質の測定義務等)

第十二条の十二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水 道を使用する特定施設の設置者は、 国土交通省令で定めるところにより、 当該下水の水質を測定し、 その結果を記録しておかなければならない。

# (排水設備等の検査)

第十三条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道 あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 の放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入 排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、

### 2 • 3

### 使用制限

第十四条 得ない理由がある場合には、 公共下水道管理者は、 排水区域の全部又は一部の区域を指定して、 公共下水道に関する工事を施行する場合、 当該公共下水道の使用を一 第二十五条の十五第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを 時制限することができる。

#### 2

#### (兼用工作物の 工事

第十五条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、 )の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、 水道の施設を維持させることができる。 堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物(以下これらを「他の工作物」という。 又は当該公共下

# (災害時維持修繕協定の締結

において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時 られる者(第二号において「災害時維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下 要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認め という。)を締結することができる。 「災害時維持修繕協定」

二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工一 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設(以下「協定下水道施設」という。) ずの内容

三 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

災害時維持修繕協定の有効期間

災害時維持修繕協定に違反した場合の措置

六 五 四 その他必要な事項

# (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを第十六条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又 要しない。

# (兼用工作物の費用)

第十七条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、 者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。 当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、 公共下水道管理

### (損傷負担金

公共下水道管理者は、 公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については

必要を生じた限度において、 その行為をした者にその全部又は 一部を負担させることができる。

# (汚濁原因者負担金)

課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚第十八条の二(公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第六十二条第一項の規定により特定賦 濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は 部を負担させることができる。

### (工事負担金

共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公 負担させることができる。

#### (使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、 公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
- 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 定率又は定額をもつて明確に定められていること。 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- て当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道につい四、特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。 して定めなければならない。

# (発生汚泥等の処理)

- (次項において「発生汚泥等」という。)については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、政令で定める基準に従い、適切に処第二十一条の二 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物その他の政令で定めるも するほか、 有毒物質の拡散を防止するため、 政令で定める基準に従い、 適正に処理しなければならない。 適切に処理
- 2

第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合(政令で定める場合を除く。)においては、その設計(その者の責任 において設計図書を作成することをいう。)又はその工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとお

公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならりに実施されているかどうかを確認することをいう。)については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

# 公共下水道台帳

第二十三条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という。)を調製し、 これを保管しなけれ

公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

# (水防管理団体が行う水防への協力)

第二十三条の二 公共下水道管理者は、 う。)が行う水防に協力するものとする。 公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、 含む。)において準用する同法第七条第三項に規定する同意をした同法第二条第六項に規定する水防計画(以下「同意水防計画」という。)に 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第七条第四項(同法第三十三条第四項において準用する場合を 当該同意水防計画に基づき水防管理団体 (同条第二項に規定する水防管理団体をい

## (行為の制限等)

第二十四条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許 可を

一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その:受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)。 他

三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 公共下水道管理者は、 前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、 かつ、 政令で定める技

3 公共下水道管理者は、 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、 次に掲げる場合を除き、 何人に対しても、 **,** \ かなる施設又は工作

物その他の物件も設けさせてはならない。

- 一 排水施設を固着して設けるとき。
- あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。
- 当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、 若しくは突出し、
- る量水標管理者をいう。)が設置する量水標等(同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。) 一同意水防計画で定める水防管理者(水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。)又は量水標管理者 (同法第十条第三項に規定す
- 口 る者が設置する電線 国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定め
- る下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器 国 地方公共団体、熱供給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置す

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、 る地方公共団体の条例で定める。 公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、 公共下水道管理者であ

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域(排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあ られるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の防止を図るためには、排る区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認め 留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代 水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯 えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

(管理)

第二十五条の十 流域下水道の設置、改築、修繕、 維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 !項の規定にかかわらず、 市町村は、 都道府県と協議して、 流域下水道の設置、 改築、 修繕、 維持その他の管理を行うことができる。

(事業計画の策定)

第 一十五条の十一 前条の規定により流域下水道を管理する者 ( 以 下 「流域下水道管理者」という。)は、 流域下水道を設置しようとするときは

らかじめ、政令で定めるところにより、 事業計画を定めなけ ħ ばならない。

- 2 - 都道府県は、第一項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道府県知事)に協議しなければならない。 流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、 政令で定めるところにより、 玉 土交通大臣 市 町村
- 3

4 6

前各項の規定は、 流域下水道の 事 業 計 画の変更 (政令で定める軽微な変更を除く。) について準用する。

(事業計画に定めるべき事項

頻度い。

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力 が水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならな

流域関連公共下水道が接続する位置

流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。 次条第三号において同じ。

五四 事の着手及び完成の予定年月日

項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事 項 は、 国土交通省令で定める。

業計 画 の要件)

第二十五条の十三 第二十五条の十一 第一 項の 事 <u>,</u> 業 計 画 は、 次に · 掲 げ る要件に該当するものでなけ ればなら な

流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の技術上の基準に適合し、 か つ、 排 水 施 設 の点検の 方法及び頻度が第二十五

一 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るも条の十八において準用する第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。 ていること。 のにあつて は、 排 水施 設) 0) 配置及び 能 力に 相 応

当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

Ŧī. 当該地域に関し都市計画法第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市 承認がされている場合には、 流域下 水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。 計 画事業の認可若しく

開始 の通

第一 一十五条の 十四四 略

### (使用制限)

第二十五条の十五 (略)

2 をする場合にあつてはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。 流域下水道管理者は、 前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、 使用を制限しようとする施設及び期間並び に時 制 限

# (原因調査の要請等)

しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十八において準用する第八条第二十五条の十六 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若 その原因を調査し、 技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、 調査の結果を報告するように求めることができる。 当該流域関連公共下水道の管理者に対し、 期限を定めて、

### (略

(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の十七 流域下水道管理者は、 設けさせてはならない。 次に掲げる場合を除き、 何人に対しても、 流域下水道の施設にい かなる施設又は工作物その他の物件も

流域関連公共下水道を接続するとき。

あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠きよを設けるとき。

を固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設けるとき。 第二十四条第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるも

前三号に掲げる場合のほか、 流域下 水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。

### (準用規定)

第二十五条の十八 築物に立ち入り、 十八条の二まで、 とする。 は「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。 場合において、 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とある第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建 第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。こ第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第 以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるも

2 流域下水道について準用する。 第七条から第八条まで、 第十五条から第十八条まで、 第二十一条第一項、 第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は 雨

水

### (管理)

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、 維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 村が協議に応じようとするときは、 おいては、関係市町村と協議して、 ネいては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困 あらかじめその議会の議決を経なければならない。 関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合に この場合において、 関係市町

### (指定)

第二十七条 都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の二十七条(前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という。)は、下水道を都市下水路として指定するときは、 縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、 同様とする。

### 2 (略

### (準用規定)

第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条、 第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、 第二十三条の二及び第二十五条の規定は、 「国土交通省令」と読み替えるものとする。 都市下水路につい て準用する。

## (市町村の負担金)

域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又第三十一条の二(第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流 は一部を負担させることができる。

2 ければならない。 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、 当該市町 村の意見をきいたうえ、 当該都道府県の議会の議決を経て定めな

# (他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 (略)

### 2~6 (略)

土地の占有者又は所有者は、 正当な理由がない限り、 第 項の規定による立入又は 一時使用を拒み、 又は妨げてはならない。

### 8~10 (略)

いるものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十八第第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置して 水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、 くは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下 規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、 項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。) 規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。 第十二条の二第六項本文(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。 期限を定めて、特定施設の構造若し

一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつて(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) この法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

- 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 この法律の規定による許
- 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 必要が生じた
- ができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理 者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなけ 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること
- き損失を補償しなければならない。 公共下水道管理者、 流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、 第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、 通常生ずべ
- 5 第三十二条第九項及び第十項の規定は、 前項の補償につい 、て準用、 でする。

6 分又は命令によるものであるときは、 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処 当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

第三十九条の二 設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。 るもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、 を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定め三十九条の二(公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。) その下水を排除する事業場等の状況、

(特別区に関する読替)

第四十二条 二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の十第二項、 第二十五条の十一第二項及び第三項並びに第三十

2 (略

第四十五条 理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、 第十二条の五(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若 流域下水道管理者若しくは都市下水路管

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二条の九第二項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者

( ) 能

第四十七条 処する。 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、 又は妨げた者は、 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四 届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。 の規定による

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、 三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五条の十八第一 項においてこれらの 規定を準用する場合を含む。) の規定に

第十二条の十二(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、第十二条の六第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 又は虚偽の記録をした者

五四三 第十三条第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、 妨げ、又は忌避した者

第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十一条 又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十八第 一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。 )の規定による届

0 Ш 法 (昭和三十九年法律第百六十七号) (抄

目

総則 第八条)

川の管理

(第十六条―第二十二条の三)

第三節 河川の使用及び河川に関する規制河川工事等(第十六条―第二十二通則(第九条―第十五条の二)

第二款 水利調整 (第三十八条—第四十三条)第一款 通則 (第二十三条—第三十七条の二) 通則(第二十三条―第三十七条の二)

ダムに関する特則 (第四十四条—第五十一条)

第四款款 緊急時の措置(第五十二条―第五十三条の二)

河川保全区域(第五十四条・第五十五条)

第 第 四節 河川予定地(第五十六条—第五十八条)

第二章の二 河川立体区域(第五十八条の二―第五十八条の七)

第二章の三 河川協力団体 (第五十八条の八―第五十八条の十三)

河川に関する費用 (第五十九条—第七十四条)

第四章 監督(第七十五条 -第七十 九条の二)

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及 び 都道 府県 河川 審議会 (第八十条—第八十六条)

第六章 雑則 (第八十七条—第百一条

第七章 罰則(第百二条—第百九条)

附則

### (二級河川)

第五条 都道府県知事が指定したものをいう。 この法律において「二級河川」とは、 前条第一 項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で

2 5 7

### (河川 区域

第六条 この法律において「河川

る土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈してい:六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。 第三項において同じ。 の区域のうち、 第一号に掲げる区域

## (一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、 国土交通大臣が行なう。

2 ころにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属す の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部 は、 政令で定めると

3 • 4

5 間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内 かわらず、政令で定めるところにより、 当該一 級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。 区域内に存する指定区 同項の規定にか

河

川

6

第十条 河 川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、 ことが適当であると認めて指定する区間の管理は、 前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。 当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の 長が管理する

### 3 • 4 (略)

# (国土交通大臣の施行する工事等)

第十六条の四 適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障 事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事(いずれも高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当で 事若しくは修繕(以下この項において「改良工事等」という。)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号) から要請があり、 ;地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工;規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この項及び第六十条第一項において単に「災害復旧事業」という。)に関する工事の実施体制その他 おると認められるものに限る。次項及び第六十五条の三において「特定河川工事」という。)を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが ない範囲内で、これを行うことができる。 国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長(以下この条及び第六十五条の三第一項において「都道府県知事等」という。) かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(同条において「都道府県等」という。)における河川の改良工

限を行うものとする。 国土交通大臣は、前項の規定により特定河川工事を行う場合においては、 政令で定めるところにより、 当該都道府県知事等に代わつてその権

# (河川管理者以外の者の施行する工事等)

第二十条 易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。 あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、 かじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定めるな河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほ 政令で定める軽

# (流水の占用の許可)

第二十三条 条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。 河川の流水を占用しようとする者は、 玉 土交通省令で定めるところにより、 河 .川管理者の許可を受けなければならない。

# (工作物の新築等の許可)

第二十六条 を受けなければならない。 河川区域内の土地において工作物を新築し、 河 川の 河 口附近の海 面 改築し、又は除却しようとする者は、 において河 川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、 国土交通省令で定めるところにより、河川管理 改築し、 又は除って

却しようとする者も、

ĴΪ の従前の機能の維:

第四十 これに代わるべき措置をとらなければならない。 従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又は五メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における7四十四条(ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十

(河 川 、協力団体の河川管理者による援助への協力)

第五十八条の十 河川協力団体は、水防法第十五条の十二第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、 項に規定する必要な情報提供、 助言その他の援助に関し協力するものとする。

(他の都府県の費用の負担

第六十三条

3 都府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、 当該都府県は、 その受益の 限 度にお

利益を受ける都府県を統轄する都府県知事に協議しなければならない。
・ 都府県知事は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするいて、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。 部を負担させようとするときは、 あら かじ め、

国土交通大臣の施行する特定河川工事に要する費用

第六十五条の三 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事(二級河川の修繕を除く。以下この項において同じ。 当該特定河川工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額を負担する。 府県知事等が統括する都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県等がする費用は、政令で定めるところにより、国が負担金等相当額(都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該都道

2 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う二級河川の修繕に要する費用は、 政令で定めるところにより、 当該都道府県等の負担と

3 第十六条の四第 項の規定により国土交通大臣が行う特定河川 工事により、 前 一項の費用の全部又は 部 を負担する都府県以外の 府県が著

しく利益を受ける場合においては、当該費用の全部又は 一該利益を受ける都府県に負担させることができる。 部を負担 する都府県は、 その受益 の限 度におい て、 当該都府県が負担 き費用

- を負担する指定都市が存する都道府県にあつては、当該指定都市に係る部分を除く。)が著しく利益を受ける場合においては、 その受益の限度において、 第十六条の四第一項の規定により国土交通大臣が行う特定河川工事により、都道府県 当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。 (その区域内に第一項又は第二項 の費用の 当該指定都市は用の全部又は一部
- 5 第六十三条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。
- るところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならない。 合において、第三項又は第四項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、 政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、国庫に納付しなければなな国土交通大臣が第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、 当該利益を受ける都道府県は、 国庫に納付しなければならない。

# (この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。) につい とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは 定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」 して市町村の条例」と読み替えるものとする。 ては、この法律中二級河川 「政令で定める基準を参酌

頭に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、 政令で定める。

### (事務の区分)

第百条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるも 定する第一号法定受託事務(次項において単に「第一号法定受託事務」という。)とする。 のは、 地 方自治法第二条第九 項 号に規

条の二第一項、同条第三項から第六項まで(同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十六条の三第一項、 二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第四項及び第五項、第二十七条第一項及び第五項、第二十八条から第三十条まで、第三十一条第定を準用する場合を含む。)、第二十二条の二、第二十二条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第二十三条の三まで、第 五条、第十五条の二第一項、第十六条第一項、 読み替えて準用する第九条第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)及び第四項、第十一条、第十二条第一項、第十四条、第十 第五項 第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項第三号及び第二項から第六項まで、第十条第一項及び第二項、 第三十二条第四項、 (第二十二条の三第六項、第五十七条第三項、第五十八条の六第三項、第七十六条第二項及び第八十九条第九項においてこれらの規 第十七条から第二十条まで、 第三十四条第一項、 第二十一条第一項、 同条第四項及び第五項(同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十六 第三十六条第二項 第三項及び第四項、第二十二条第一項から第三項まで及び第六項、 及び第四項、 第三十七条から第三十八条まで、 第四十二条第二項から第四 同条第三項において 同条第四項及

第一項及び第三項、第七十七条第一項(河川監理員を命ずる事務に係る部分を除く。)、第七十八条第一項、第八十九条第一項から第三項ま十条第一項、第七十条の二第一項及び第二項、第七十四条第一項から第三項まで及び第五項、第七十五条第一項から第七項まで、第七十六条 の二、第五十八条の三第一項及び第四項、第五項及び第三項、第五十四条第一項及び第四項、 五十八条の八第一項、第二項及び第四項、 :定都市が処理することとされている事務 第六項及び第八項、第九十一条第一項、第九十二条、 第四十三条第一項、第四十 ·四条第一項、 第五十八条の十一から第五十八条の十三まで、第六十六条、第六十七条、第六十八条第二項、第七 第五十八条の四第一項、1項、第五十五条第一項、 第四 十七条第一項、 第九十五条並びに第九十九条第二項の規定により、二級河川に関して都道府県又は 第五十八条の五第一項及び第三項、第五十八条の六第一項及び第二項、 第二項 第五十六条第一項及び第三項、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条 及び第四項、第五十二条、第五十三条第三項、 第五十三条の二第 第

第十六条の四第一項の規定により、指定区間

第十六条の四第一項、 第三十二条第四項及び第三十六条第三項の規定により、指定区間内の一級河川に関して規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県が処理することとされている事務 指定区間内の一級河川に関して指定都市 が処理することとさ

2

 $\bigcirc$ 都 市 計 画 法 (昭和四 十三年法律第百号)

定

第四条

2 \ 11 (略)

この法律におい 7 「開発行為」とは、 主として建築物 の建築又は 特定 工作物の 建設 の用に 供する目的で行なう土地の 区 画 形 質の 変更をいう。

13 5 16

都市 計画に関する基礎調査

第六条 口規模、 ての調査を行うものとする。 都道府県は、 産業分類別の就業人口の 都市計画区域について、 規模、 市街地の面積、 おおむね五年ごとに、 土地利用、 都市計画に関する基礎調査として、 交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しにつ 国土交通省令で定めるところにより、人

2 都道府県は、 |地利用その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての 準都市計画区域について、 必要があると認めるときは、 都市計画に関する基礎調査として、 調査を行うものとする。 国土交通省令で定めるところにより

3 5

### (区域区

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、 域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。 計画的な市街化を図るため必要があるときは、 ただし、次に掲げる都市計画区域については、 都市計画に、市街化区域と市街化調整区 区域区分を定めるものとする。

- ・ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地設次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備 区

前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

### (都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、 計画区域外においても、 これらの施設を定めることができる。 次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、 特に必要があるときは、 当該都市

一 〈 十 匹

2 めるよう努めるものとする。 都市施設については、都市計画に、 都市施設の種類、 名称、 位置及び区域を定めるものとするとともに、 面積その他の政令で定める事項を定

3 6

### (地区計画等

第十二条の四

2 る事項を定めるよう努めるものとする。 地区計画等については、都市計画に、 地区計画等 7の種 類、 名称、 位置及び区域を定めるものとするとともに、 区域の 面 積その他の政令で定め

### (地区計画)

第十二条の五

- 掲げる事項を定めるよう努めるものとする。 地区計画については、前条第二項に定めるもののほ か、 都市計 画に、 第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、 第二号及び第三号に
- 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設 |地の利用に関する計画 ( 以 下 「地区整備計画」という。) (以 下 「地区施設」という。)及び建築物等の整備並び

- 当 該 地 区 計 画 0 目
- 当 該区 整備、開 発及び保全に関する方

3 6

築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。)を定めることができる。地区整備計画においては、次に掲げる事項(市街化調整区域内において定められる地区整備 化調整区域内において定められる地区整備計 画 に 0 7 は、 建築物 0 容 積 率の 限

建

おける工作物の設置の制限、建築物:、壁面の位置の制限、壁面後退区域 壁面の位置の制限、建築物等の用途の制 地法第三十四条第一 制 一項に規定する緑化率をいう。)の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの 6、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率、13後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。 建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低 以下同じ。)に囲積の最低限度

三 5 五

三画基準)

の場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。こ空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び(当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。)及び道路、河川、鉄道、港湾、備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画 近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発部市計画区域について定められる都市計画(区域外都市 施設に関するものを含む。次項において同じ。)は、国土形成計画、

、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域については、義務教育施設をも定めるものとては、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域につい十一都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を

十三~十八 (略) 地の区域について定めること。 十二 市街地開発事業は、 市 街化 区 .域又は区域区分が定められてい な 1 都市 計 画 区域内において、 体的に開発 Ļ 又は 整備する必要がある土

前各号の基準を適用するについては、 第六条第一 項の規定による都市 計 画 に関する基礎調査の結果に基づき、 かつ、 政府が法律に基

行う人口、 産業、 建 築、 交通 工 場立 地 その 他  $\mathcal{O}$ 調 査 0 結果につい て配慮すること。

2~6 (略)

## (都市計画の変更)

用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、説関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき、遊休土地記二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市 市計画を変更しなければならない。 転換利 画

### △ (略)

## (開発許可の基準)

定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定第三十三条(都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

)区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。次のイ又は口に掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又は口に定める用途の制限に適合していること。ただし、 都市再生特別地区

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地 の規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)又は港湾法第四十条第一項の条例による用途の制限を含む。)途の制限(建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項 流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められている場合 当該用途地域等内における用

### 1 (略)

### 二~七 (略)

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設 二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法( ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

## 2 · 3 (略)

4 方公共団体は、 良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、 政令で定める基準に従い、 条例で、

的又

第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての智、景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。)は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。 良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、

5 を、条例で、 同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容 同法

開発許可の基準として定めることができる。

 $\bigcirc$ |災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 (昭和四十七年法律第百三十二号)

め、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。十九条第一項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するた第一条。この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三

2

第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、 体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。 住民の生命、 身

この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によつて地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以 住宅団地」という。 )を整備して移転促進区 .域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。 Ŀ 0) 寸 の 土地 ( 以 下

(集団移転促進事業計画の策定等)

2 集団移転促進事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 )を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。第三条 市町村は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画(以下「集団移転促進事業計 画

一・二 (略)

住宅団地の整備又は住宅団地における住宅の整備に関する事

五. 住宅団地に係る道路、 飲用水供給施設、 集会施設その 他の 公共施設の整備に関する事

3

項の場合において、 同項各号に掲げる事項のうち、 第六条第二項の規定によ り都道府県が実施する事業に係るものがあるときは、 その旨を

明らかにしなければならない。

- ない。この場合において、当該都道府県知事は、 市町村は、第一項後段の協議をしようとするときは、都道府県知事を経由 当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。 して、集団移転促進事業計画を国土交通大臣に提出しなけれ
- 5 6
- 7
- 8 二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第四項前段(第六項において準用する場合を含む。)及び前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、市町村は、前項ただし書の軽微な変更については、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に届け出なければならない。 地方自治法 (昭

(集団移転促進事業の実施)

第六条 集団移転促進事業は、次項に規定する場合を除き、市町村が実施するものとする。

町 集団移転促進事業のうち、その事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、 ·村の申出により、 都道府県が実施することができる。 当該市

(国の補助)

第七条 国は、集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、 四分の三を下らない割合によりその一部を補助するものとする。 次の各号に掲げる経費について、 政令で定めるところにより、それぞれ

一 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。)

三 住宅団地に係る道路、 飲用水供給施設、 集会施設その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費

四~六 (略

 $\bigcirc$ 都市 禄地法 (昭和四十八年法律第七十二号) (抄)

第四条 計画的に実施するため、 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的 当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 。 以 下 「基本計画」という。)を定めることができる。

(特別緑地保全地区に関する都市計 画

第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、 都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

無秩序な市街地 化の防 毦 公害又は災害の 防 止等のため 必 要な遮断 地帯、 緩 衝 地帯又は 避 難地帯として適切な位置、 規模及び形態を有する

もの

2

別 地保全地区における行為の制

第 限りでない。 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この [いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が 特別緑地保全地区内においては、 公益性が特に 当該

宅地の造成、土地の開墾、土石建築物その他の工作物の新築、 、土石の採取、鉱物新築、改築又は増築 築

鉱物の掘採その 他 の 土地の 形質の変更

三 木竹の伐採

水面の埋立て又は干拓

五四 おそれのある行為で政令で定めるもの

可 ·をしてはならない。 都道府県知事等は、 (道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼす その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、 項 0 許

3 条件を付することができる。 都道府県知事等は、 項 の許可 Ď 申 請 が あつた場合におい て、 当該緑地の 保全のため 必要があると認めるときは、 許 可 に期限その 他必要な

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、 あら っかじめ、

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。 その

6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。 都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。 起算して十四

7 知又は届出をした者に対して、 都道府県知事等は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、 必要な助言又は勧告をすることができる。 当該 緑 地 の保全のため必要があると認めるときは

とを要しない。この場合にお 国の機関又は地方公共団体 いて、 (港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。) 当該国の機関又は地方公共団体は、 その行為をしようとするときは、 が行う行為については、 あらかじめ、 都道 第一項の許可を受けるこ 府県知事等に協議し

8

9 次に掲げる行為については、 第 項 から 第七 項まで及び 前 項 後 段 の規定は 用 L

一・二 (略)

三 基本計画において定められた当 四~六(略) 該 特別緑地 保 全地 区 内の 緑 地 の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

(緑化地域に関する都市計画

第三十四条 (略)

2 定めるものとする。
かに設けられるものに限る。)をいう。以下この章において同じ。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」と外に設けられるものに限る。)をいう。以下この章において同じ。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」と化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の紀化施設) はか、 「緑化率」という。 の空地、 (植栽、 )の最低限度を 屋上その他 花壇その他 の 屋 緑

3 (略

 $\bigcirc$ 砂 災 |害警戒区域等における土砂災害防 止対策の 推 進に 関する法 律 (平成十二年法律第五 七

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、 1慮者利用1 施 設を利用 している者の円滑かつ迅速な 国土交通

- 2 ない。これを変更したときも、同様とする。 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 遅滞なく、 これを市町村長に報告しなけ れば なら
- 3 するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避 該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、 必要な指示をすることができる。 難の確保を図るため必要があると認めるときは、 急傾斜地  $\mathcal{O}$ 崩壊等が 発生 当
- 4 ときは、 市町村長は、 その旨を公表することができる。 前項の規定による指示を受けた第一 項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、 正当な理 由がなく、 その 指 示に従わなかった
- 合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなけの第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場 ればならない。

5

# (土砂災害特別警戒区域)

第九条 第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。 都道府県知事は、基本指針に基づき、 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体

2~9 (略

〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

3

滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、 次ぐものとする。 けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延 普通地方公共団体の長は、分担金、 加入金、 過料、 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受 国税及び地方税に

· 12 (略)

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「中核市」という。) は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都 他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その

2 (略)

附則

第六条 他の法律で定めるもののほか、 る普通地方公共団体の歳入とする。 第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、

一·二 (略)

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第十八条から第二十条まで(第二十五条の十八において第十八条及び第十八条の二を準用する場

兀 合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、 (略) 汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

法律	事務
(略)	(略)
() 年法律第百六十七号 () () () () () () () () () () () () ()	一、 一、 一、 一、 の、 の、第五十三条第一項及び第五項、第五十二条第一項及び第五項、第五十八条の二第一項及び第五項、第五十二条第一項及び第四項、第五十二条第一項及び第一項及び第五項、第二十二条第二項及び第一項及び第五項、第二十二条第一項、第二十二条第二項及び第一項、第二十二条第二項及び第一項、第二十二条第一項がら第三項まで及び第五項、第二十一条第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項がら第三項まで及び第二項及び第八十九条第二項、第二十二条第一項及び第五十二条がら第三項を第二項及び第五項、第二十二条第二項及び第二項及び第一項及び第二項及び第一項を第二項及び第二項及び第一項及び第一項及び第二項及び第一項及び第一項及び第一項及び第一項及び第一項及び第一項及び第一項及び第一
	く。)、第七十八条第一項、第八十九条第一項から第三項まで、第六項及び第八項、第九十一条第一項、第九十二一項から第七項まで、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第一項(河川監理員を命ずる事務に係る部分を除、第七十条第一項、第七十条の二第一項及び第二項、第七十四条第一項から第三項まで及び第五項、第七十五条第、第二項及び第四項、第五十八条の十一から第五十八条の十三まで、第六十六条、第六十七条、第六十八条第二項
	The state of the s

(略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)	
正ととされている事務 第五項、第六項及び第八項から第十項におい 第五項、第六項及び第八項から第十項におい 第五項、第六項及び第八項から第十項におい 第五項、第六項及び第八項から第十項におい 本項(同条第十一項においてこれら 第五項、第六項及び第八項から第十項におい こととされている事務	

30 町村の条例で定める割合(当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二)を乗じて得た額とする。 産税の課税標準は、 で定めるもの(同法第十五条の二第一項の規定により当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものに限る。)に対して課する固定資該地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令にあるものに限る。以下この項において同じ。)の所有者又は管理者が平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得した当 る同項に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項の規定により都道府県知事が指定する同項に規定する高潮浸水想定区域内 固定資産税に限り、 くは都道府県知事が指定する同項に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二第一項の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定す 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の 应 年法律第百九十三号) 第十五 第一項第四号イに規定する地下街 等 同 法第十四条第一項の規定により国土交通大臣

### 31 41 (略)

第一項の規定にかかわらず、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の一月一日(当該指定された日が一月一日である場合にはおいて「浸水被害軽減地区」という。)内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に水防法第十五条の六第一項の規定により指定された浸水被害軽減地区(以下この項に べき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。 同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となる

# 〇 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

抄

### (目的)

第一条 日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的: 改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。 うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の 開発及び実用化を図ること等により、 下水道の整備を促進し、 もつて生活環境の 援助を行

### 業務の範囲)

- 第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 地方公共団体の委託に基づき、 等」という。 )の建設を行うこと。 終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、 終末処理 場以外の処理施設並びにポンプ施設 ( 以 下 「終末処
- 前号に掲げるもの のほ か、 地方公共団体の委託に基づき、 次に掲げる管渠の建設を行うこと。

- 1 するためその建設を特に緊急に行うべきも (昭和三十三年法律第七 -九号) 第二条 第 九号に規定する浸水被害を いう。 が 発生 した場合に お 再度災害を防
- その建設が高度の技術を要するもの又は高度 の機械力を 使用して行うことが適当であると認めら れ るも
- 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。
- 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下 管渠及び協定雨水貯留施設(下水道法第二十五条の五第一項第一号に規定する協定雨水貯留施設をいう。)の維持管理を行うこと。地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設、ポン 施
- 五. じ。) に規定する災害時維持修繕協定をいう。 協定下水道施設をいう。)の維持又は修繕に関する工事を行うこと。 災害時維持修繕協定(下水道法第十五条の二(同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同 次条第二項において同じ。)に基づき、協定下水道施設(同法第十五条の二第一号に規定する
- 七六 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下 )り、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
- 管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行うこと。 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行い、並びに政令で定めるところにより、
- 八 及を行うこと。 下水道及び除害施設に関する技術を開発し、 これを実用化することを促進するために研究、 調 査及び試験を行い、 並 びにそれらの
- 下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、前各号に掲げる業務に附帯する業務 特別の法律により設立された法人の委託に基づき、 終 末処理場 等 0 建設を行 並 びに
- 規定する業務を行う。 事業団は、 (団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務 我が国事業者の 参入の促 進に関する法律 (平成三十年 法律第四 |十号) 第八条に
- 3 4

# (下水道法第二十二条等の適用除

- 定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)又は流域下水道管理者(同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第二十七条 下水道法第二十二条(同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者(同法第四条第一項 同じ。)が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、 適用しない。 (同法第四条第一項に規
- 業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、 下水道法第二十二条第二項 (同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。) 当該災害時維持修繕協定 の規定は、 公共下水道管理者又は流域下水道管理者 が事

### -水道 工事の 代行

2 ものとする。 る工事(以下「特定下水道工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて る終末処理場等又は第二十六条第一項第二号イ若しくは口に掲げる管渠(次条及び第三十三条において「特定下水道」という。)の建設に関す う。第三十六条において同じ。)である地方公共団体(以下「下水道管理団体」という。)から要請があり、かつ、当該下水道管理団体におけ 自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三条、 事業団は、 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者を 前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わつてその権限の一部を行う 第二十五条の十及び第二十六条の規定にかかわらず、これを行うことができる。

- 3 下水道管理団体が第一項の要請をしようとするときは、 あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 ければならない。 事業団は、第一項の規定により特定下水道工事を行おうとするときは、 あらかじめ、 国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しな
- 5 公告しなければならない。 事業団は、第一項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を

# (事業団の意見の聴取)

第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業 る場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。 計画の変更、 同法第二十五条の十一第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行おうとす

# (特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

第三十三条 1は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下 第三十条第五項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地につい 水道管理団体に帰属するものとする。 て事業団が取得

## (下水道法の適用)

第三十六条 第三十条第二項の規定により公共下水道管理者、 道法第五章の規定の適用については、 公共下水道管理者、 流域下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。 流域下水道管理者又は都市下水路管理者に代わつてその権限を行う事業団は、 下水

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 (平成六年法律第八号)

(定義)

 $\bigcirc$ 

第二条 (略)

2 • 3

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の整備に関する事業4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。

二~八 (略)

(都道府県計画)

第五条 2 • 3 (略) (略)

都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一•二 (略)

前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる地域水道原水水質保全事業の種類、 実施主体、 実施区域及び実施予定期間並びにそ

の実施に要する費用の概算

5 \ 10 兀 (略)

(下水道整備事業に係る案の提出等)

道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者及び同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。)に対し六条(都道府県は、都道府県計画を作成するに当たり、第二条第四項第一号に掲げる事業を定めようとするときは、あらかじめ、関係する下水 前条第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて都道府県計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めることがで

2 (略)

 $\bigcirc$ .関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染へ (抄 の対処

(定義)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 定する当該用語の意義による。 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号、 この法律において「公共下水道」、 「流域下水道」、 「公共下水道管理者」、 第四条第一 項、 「発生汚泥等」及び「流域下水道管理者」の意義は、それぞれ 第二十一条の二第一項並びに第二十五条の十一第一項に規

7~9 (略)

○ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号) ( windows)

(整備計画)

計画 備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する |十九条の二||特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、 (以下「整備計画」という。)を作成することができる。 地域整備方針に基づき、 特定都市再生緊急整

2 (略)

3 とする。 整備計画は、 国の 関係行政機関等の長及び前項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するも

4 12 (略)

(都市計画の変更の特例等)

第十九条の十二 一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画(当該都道府県又は市町村の第一項の規定の適用については、同項中「又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは第十三条第もの又は施行中のものを除く。)であって整備計画の内容を実現する上で支障となるものが定められている場合における都市計画法第二十一条 長が同条第三項の合意をしたものに限る。 都市計画(当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業が近く施行される予定 )が作成されたことにより」とする。

ならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 省令で定めるところにより、 る行為(当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。)を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、 する開発行為(以下 その規模が政令で定める規模以上のものに限る。)又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とす いて「住宅等」という。)の建築の用に供する目的で行うもの(政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあっては 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正 「開発行為」という。)であって住宅その他人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの 行為の種類、 場所、 設計又は施行方法、 化 計画に記載された居 着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければ 住誘導区域外の区 域内におい て、 都 市計画法第四条第十二項に規定 (以下この条に 国土交通

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

勧告をすることができる。

- 行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る
- 図る上で支障があると認めるときは、 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立 当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、 住宅等の立地を適正なものとするために必要な
- 、得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 市町村長は、 前項の規定による勧告をした場合において、 必要があると認めるときは、 その勧告を受けた者に対 L 居住 誘導区 位域内の: 土 地
- $\bigcirc$ トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関 する特別措置 法 (平成 一四 年法律第九十二号)

# (集団移転促進法の特例)

場合を除く」 と認められる施設であつて、 合で定めるものの用に供する土地を含む。 適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地(集団移転促進事業に関連して移転が必要 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号 とあるのは 「場合であつて、 高齢者、 障害者、 当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。 第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。)の」と、 乳幼児、 児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で 集団移転促進法第七条第一号中「

### $\bigcirc$ 造 改 革 特 別 区 域 法 (平成十 应 年 法 律第百八 十九号) 抄

(構造改革特別区域計画の認定)

第四条 ろにより、構造改革特別区域として、 構造改革特別区域計画」という。)を作成し、 地方公共団体は、 単独で又は共同して、 教育、物流、 %流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定め! 内閣総理大臣の認定を申請することができる。 内閣府令で定めるとこ

12 (略

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 定を受けなければならない。 地方公共団体は、 認定構造改革特別区域計画 の変更 (内閣府令で定める軽微な変更を除く。) をしようとするときは、 内閣総理 . の 認

2 (略)

(都市計画法の特例)

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の 地区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、 画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、 じ。)に含む土地区画整理事業(同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、 整区域をその施行地区(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第四項に規定する施行地区をいう。同表第二十二号において同 それが特に大きいと認められるもの(以下この条及び別表第二十二号において「特定市街化調整区域」という。)において、当該特定市街化調 おいて同じ。)に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成(第二号において「建築物の建築等」という。)が無秩序に行われるお 第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定められた められていない都市計画区域内において」とあるのは、「構造改革特別区域法 の条及び同号において同じ。)を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計 する市街化調整区域をいう。)であって、次に掲げる特性を有することにより、 区画整理事業は」とする。 市 街 化調整区域 (平成十四年法律第百八十九号)第三十二条の認定を受けた同法 市街化区域(同項に規定する市街化区域をいう。以下この条に (都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同法第三条第四項の規定により施行するものに限る。以下こ 同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区 当該認定の日以後は、当該認定に係る土 一分が定

.辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他 の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、 建築物の 建築等に対する需要が著しく増大していること。 の地域との交通 の利便性が特に高いと認められること。

# 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(抄

### (復興計画)

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村 該都道府県復興方針)に即して、 特定被災市町村を包括する都道府県(以下「特定被災都道府県」という。)が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域 内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、 (以下 「特定被災市町村」という。)は、 復興計画を作成することができる。 復興基本方針及び当 復興基本方針

特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、 若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、 若しくは近接す

I民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、 前二号に掲げる地

前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、 市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められ

### 2 7 (收

# 土地区画整理事業等の特例

に含む土地区画整理事業 ができる。 一地区画整理法 画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第四項に規定する施行地区又は第二十一条第二項第一号に規定する施行地区をいう。)(第十条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、同条第一項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区( (同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。 以下同じ。)又は復興一体事業に関する事項を記載すること

ない都市計画区域内において」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第十五条第一項の規定によ事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められてい り同法第十条第一項に規定する復興計画に記載された土地区画整理事業又は同法第二十一条第一項に規定する復興一体事業に係る土地区画整理 ・業は」とする。 前項の規定により復興計画に記載された土地区画整理事業(土地区画整理法第三条第四項の規定により施行するものに限る。)又は復興一体

## 事業計画の認定)

する特定被災市町村は、 文はこれに隣接し、若しくは近接する地域において、 復興計画に記載された復興一体事業 復興一体事業についての事業計画 おいて、市町村が次に掲げる事業を一体的に施行する事業をいう。以下同じ。)を施行しようと(計画区域内の土地の区域であって特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地 (以下単に 「事業計画」という。)を作成し、 農林水産省令・ 国土交通省令で定める

被災市町村は、あらかじめ、当該復興一体事業に係る土地区画 ところにより、これを特定被災都道 府県知事に提出 L て、 その 整理法第五十二条第一項の施行規程を定めなければならない。 事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合におい 特定

- 土地区画整理事業
- 一 客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業条第一項において同じ。)の保全又は利用上必要な施設(第二十四条において「農業用用排水施設等」という。)の新設、一 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地(農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号に規定する農用地をいう。 次号及び第二十五 管理又は変更

ができる。 同条第三項各号の業務(第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。)を行うこと第三十七条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、委託(独立行政法人都市再生機構法の特例)

 $\bigcirc$ <u>\frac{1}{12}</u> 行 政 法 人都市 再生機構法 (平成十五年法律 第百

- 管理及び譲渡を行うこと。 2た土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。)又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の過設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分さ既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 既に市街地を形成している区域において、以供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、既に市街地を形成している区域において、 管理及び譲渡を行うこと。 良好な居住性能及び居住環境を有する利便 性  $\mathcal{O}$ 高 い中高層の賃貸住宅その 他 0 玉 0) 施策上特にそ
- による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、住宅街区整備事業(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(地整備法」という。)による防災街区整備事業をいう。以下同じ。)、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)。以下同じ。)、防災街区整備事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街一 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をい .五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業をいう。以下同じ。)及び流通業務団地造成事業 和四十一年法律第百十号)による流通業務団地造成事業をいう。)を行うこと。 (流通業務市街地 の整備に関する法律
- 街地を形成している区域において、 市街地再開発事 業、 防災街区整備事業、 土 地 区 画 整理事 ・業又は住宅街区整備事業に参加 加組合員

者となろうとする者 建築者となろうとする者 に規定する特定防災施設建築物をいう。以下この号において同じ。)の建設を行わせる市街地再開発事業又は防災街区整備事業に、 二第三項に規定する特定施設建築物をいう。 .おいて、当該市街地再開発事業の特定建築者又は当該防災街区整備事業の防災特定建築者として特定施設建築物又は特定防災施設建築物の 1.地整備法第二百三十五条第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。)に特定施設建築物(都市再開発法第九十九条の 特定建築者 整備法第二百五条第一項第二十号に規定する特定事業参加者を含む。)として参加すること(第六号の業務を併せて行うものに限る。)。 地 再開発事業にあ (都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。) 又は防災特定建築者 (密集市街地整備法第二百三十六条第二項の規定により防災特定建築者となることができるものに限る。) がいない場合 っては都市 (都市再開発法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることができるものに限る。) 又は防災特定建築 再開発法第七十三条第一項第二十一号に規定する特定事業参加者を、 以下この号において同じ。)又は特定防災施設建築物(密集市街地整備法第二百三十五条第三項 防災街区整備事業にあっては 他に特定 集市街

七 及び譲渡を行うこと。 既に市街地を形成している区域において、第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。是設を行い、並びにそれらの管理、増築又は改築(以下「増改築」という。)及び譲渡を行うこと。 管理

八 べき公共の用に供する施設の 既に市街地を形成している区域において、 整備、 管理及び譲渡を行うこと。 地方公共団体からの委託に基づき、 民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備される

市街地再開発事業

防災街区整備事業

住宅街区整備事業

土地区画整理事業

ホニハロイ 共同住宅供給事業 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百 一条の 人の 認定計 画に基づく同法第二条第五号に規定する都

へ 都市再開発法第百二十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業

都市再生特別措置法 (平成十 -四年法律第二十二号)第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事

その他政令で定める事業

並びにそれらの管理、 づき公募の方法により譲渡し、 第十六条第一項に規定する整備敷地等 次に掲げる住宅又は施設 増改築及び譲渡を行うこと。 (賃貸住宅の敷地とし 又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合におい歪備敷地等(以下この号において単に「整備敷地等」という。)について、同項及び同条第二項本文の規定に基 て整備した整備敷地等にあっては、イからハまでに掲げるものに限る。)の建設を行 項及び同条第二項本文の規定に基

第二号に規定する賃貸住宅

)賃貸住宅の建設と一体として事務所、 店舗等 の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供 いする施設

- 利用 者の利便に供する施設
- 場合における当該住宅又は施設 敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都 市 機 能 0 高 度化 を図るため住宅又は事務 所 店 舗 等 Ö 用 に供する施設を建設する必 要がある
- 、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設 該住宅又は施設を含む。)の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。 都市機能の高度化を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当 に居住し、若しくは当該区域内で事業を営んでいた者(以下この号及び第十六条第一項において「土地提供者等」という。)の申出に応じて土地等の取得を要する業務(委託に基づき行うものを除く。)の実施に必要な土地等を提供した者又は当該業務が実施される土地の区域内 (市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と
- 第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)の建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園(都市公園 法 (昭和三十一年法律第七十九
- に附則第十二条第一項第二号の規定により機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施十二 附則第四条第一項の規定により機構が都市公団から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並び 設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。
- らの存していた土地の全部若しくは一部に新たな賃貸住宅の建設(新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する 住宅の機能を集約するために行うものに限る。)を行うことをいう。 土地に新たに建設することを含む。)又はこれらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅の建設 増改築及び譲渡を行うこと。 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え(現に存する賃貸住宅の除却を行うとともに、これ 以下同じ。)を行い、 並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理 (複数の賃貸
- 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 十 五 第十三号の業務による賃貸住宅の建替えに併せて、 次の業務を行うこと。
- 当該賃貸住宅の建替えと併せてこれと一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、当該賃貸住宅の建替えと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 管理及び譲渡を行うこと。 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための用に供する施設の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。 の住宅の 建設を行 びにその
- 項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、 並びにその管理、 第十三条第一項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四条第三 増改築及び譲渡を行うこと。
- 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 被災市 項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。 伞 ·成七年法律第十四号) 第二十二条第一 項に規定する業務を行うこと。

- 65 -

- 密集市 整備法第三十条に規定する業務を行うこと
- 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十二に規定する業務を行うこと。マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百五条の二に規定する業務を行うこと。
- 地域再生法
- 東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第七十四条に規定する業務を行うこと。
- 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十条及び第四十二条に規定する業務を行うこと。
- 七六五四 大規模災害からの復興に関する法律 (平成二十五年法律第五十五号) 第三十七条に規定する業務を行うこと。
- 八 機構は、 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこと。 構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)第六条に規定する業務を行うこと。
- 政令で定める住宅の建設 (増改築を含む。)及び管理を行うこと。
- 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を行うこと。
- に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施・第一項第一号から第三号までの業務(同項第三号の業務にあっては、市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行次に掲げる施設の建設(増改築を含む。)又は整備及び管理を行うこと。
- 号の規定によるものを含む。)の居住者の利便に供する施設 機構が整備した敷地若しくは造成した宅地 (第一号の規定によるものを含む。 0) 利用者又は機構が建設し若しくは管理する住宅 (第二
- 場合におけるそれらの用に供する施設 機構が行う住宅の建設 (第二号の規定によるものを含む。) と一体として事務所、 店 舗 等 0) 角に 供する施設の 建設を行うことが適当であ
- 地 の整備改善、 賃貸住宅の供給、 管理及び増改築並びに都市公園の整備 のために必要な調 查 調 整及び技術の提供を行うこと。

Ŧī.

### $\bigcirc$ 市 町 村 この合併 0) 特例に関する法律 (平成十六年法律第五十九号)

### 域下 水道に関する特例

下水道(同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域二十条(市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の十一第一項の事業計画に係る流域 「該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、同項の協議に係る都道府県)及び全ての合併関係 全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道 の合併 が行われた日から移行日 (当該市町 村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の 府県 (同法第二十五条の十第二項の規定により 属する年度の 市町村の協議が成立したときは、当該 末日までの 範囲内におい

なして、 に同法第二十五条の十一第七項において準用する同条第一項の規定により変更したときは、 て当該協議により定める日をいう。 同法の規定を適用する。 以下この条において同じ。)までの間、 当該事業計画 (当該市町村の合併が行われた日から移行日 その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみ ま らでの間

- 2 までの範囲内において移行日を変更することができる。 前項に規定する都道府県及び合併市 一町村は、 協議によ ŋ , 当 該 市 町 村の合併が行われた日 から起算して十年を経過する日 の属する年度の 末
- 3 第一項に規定する都道府県 前二項の規定により移行日を定め、 行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。(下水道法第二十五条の十第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、 町

## $\bigcirc$ 東日 本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号)

第四十六条 特定被災区域内の次の各号に掲げる地域の という。)は、内閣府令で定めるところにより、 関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村(以下「被災関連市町村」 当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画(以下「復興整備計画」という。)を作成することができる。 単独で又は当該被災関連市町村の存する都道県(以下「被災関連都道県」という。 いずれかに該当する地域であって、市 街地の整備に関する事業、 農業生産の基盤の整備に と共同し

- 域 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域 (前号に掲げる地域を除く。) 若しくは近接する
- 図るための整備を図ることが適切であると認められる地域 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、 文化等において密接な関係が認められる地域であって、 前 一号に掲げる地 地域の住民 民の 生活 この再建
- れる地域 前三号に掲げる地域のほか、 東日本大震災による被害を受けた地域であって、 市 街地 0) 円 滑 か つ迅速な復興を図ることが必要であると認

### 2 5 7

### 地 区 画整理事業等の特例

第五十一条 1.復興一体事業に関する事項を記載することができる。 (土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は第五十七条第二項第一号に規定する施行地区をいう。 第四十六条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、 同条第一項第一号から第三号までに掲げる地域内の に含む土地区画整理 市街化調整区域をその施行 事業又

2 Ó 規定により復興整備計画に記載された土地区画整理事業 (土地区画整理法第三条第四 項 の規定により施行するものに限る。 又は 復興

理事業又は同法第五十七条第一項に規定する復興一体事業に係る土地区画整理事業」と、「市街化区域又は区域区分が定められていない都市計域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十一条第一項の規定により同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された土地区画整一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業」とあるのは「東日本大震災復興特別区 画 [区域内において、 一体的に開発し、 又は整備する必要がある土地の区域」とあるのは「一体的に開発し、 又は整備する必要がある土地の区域

(集団移転促進事業の特例)

とする。

第五十三条 (略)

2 る場合を除く」とする。 同じ。)の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であって、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上とな 施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において 法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地(移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、 特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、 集団 移転促進 購買

3~9 (略)

事業計画の認定)

定めなければならない。 ることができる。この場合において、 成し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、これを被災関連都道県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受け 第五十九条において同じ。)を施行しようとする被災関連市町村は、 五十七条 《変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域において、市町村が次に掲げる事業を一体的に施行する事業をいう。以下この条及び土十七条 復興整備計画に記載された復興一体事業(計画区域内の土地の区域であって東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程 被災関連市町村は、 あら かじめ、 復興一体事業についての事業計画(以下単に「事業計画」という。)を作 当該復興一体事業に係る土地区画整理法第五十二条第一項の施行規程を

土地区画整理事業

客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業条において同じ。)の保全又は利用上必要な施設(第六十条において 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地(農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号に規定する農用地をいう。次号及び第六十一 「農業用用排水施設等」という。 の新設、 管理又は変更

2~11 (略)

(独立行政法人都市再生機構法の特例

七十 匝 条 独立行政法 人都市再生機構は、 独立行政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) 第十一条第一 項に規定する業務の ほ か、

行うことができる。 に基づき、同条第三項各号の業務 (第四十六条第六項の規定により公表され た復興整備計画 に 記 載され た復興整備事業に係るものに限る。 を

 $\bigcirc$ 防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第百二十三号)

2 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。

· 二 (略)

津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げるも

イ〜ニ (略)

移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業(第十六条において「集団移転促進事業」という。)に関する事項防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条において「集団

^ .

法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。)は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ホに掲げる事項身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限る。次項において同じ。)に係る集団移転促進事業計画(集団移転促進 に適合するものでなければならない。 集団移転促進事業(推進計画区域内に存する集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域に係るものであって、住民の生命、

場合においては」とあるのは 事業計画を定めることができる。この場合において、 当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進 集団移転促進事業計画を」とあるのは ·村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「津波防災地 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより当該市町村の づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第十六条第二項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この [土交通大臣に申し出ることができる] とあるのは 「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して 「集団移転促進事業計画を」と、 集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条(見出しを含む。)中「市 「当該都道府県は 当該集団移転促進事業計画について、 「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見 あらかじめ、 関係市町村の意見

を聴かなければならない」と、 定は、適用しない。 同 条第七項中 「都道 府県知事を経 由 して、 玉 「土交通大臣に」とあるのは 「国土交通大臣に」とし、 同

 $\bigcirc$ の低炭素化の促進に関する法律 (平成二十四年法律第八十四号)

(低炭素まちづくり

第七条

2

次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

~四 (略)

五.

の他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であって第四十七条第一項の許可に係るものの内容及び実施主体に「下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設そ前項第二号ホに掲げる事項(次のイからハまでに掲げる事項) 関する事項

定める者に協議し、その同意を得なければならない。 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記 載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、 それぞれ当該各号に

理者又は同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第四十七条及び第六十三条において同じ。) 前項第五号イに掲げる事項 第四十七条第一項の許可の権限を有する公共下水道管理者等(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管

5 { 8

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

2

公共下水道管理者等は、

前項の許

!可の申請があった場合において、

当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の

理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当する第四十七条(低炭素まちづくり計画に記載された第七条第三項第五号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管 下水道等の排水施設と第七条第三項第五号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第七項において同じ。)を設け、当該接続設備により当 ものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備 該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。 (公共

基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 3 をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。 第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、 この場合においては、 当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。 前二項の規定を準用する。
- 4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。
- 5 定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。 許可事業者は、第一項又は第三項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下 水に当該下 水以外の物 (第七条第三項 (第五号イに規
- 6 項に規定する公共下水道等 」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項又は第三項の許可」と、同項から同条第四項まで及び同条第六項中「公共下水道管理者、流域 若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項若しくは第三項の許可」と、同項第一号中「この法律(第十一条の三第一項及び 3るのは「都市低炭素化法第四十七条第三項又は第五項」と、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「この法律の規定による許可又は承認7十二条の九第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例」と -水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、 |項第一号に規定する公共下水道管理者等(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)」と、 !都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。 は「公共下水道管理者等」と、同条第二項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一 都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。 許可事業者については、下水道法第三十八条の規定を準用する。この場合において、 (次号及び第三号において「公共下水道等」という。)」と、 並びに同条第三項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とある 同条第 同項第二号及び第三号中「公共下水道、 一項中 公共下水道管理 「この法律の規定によつてした許可 流域下水道管 )第七条第
- 可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、 下水道法第二十四条又は第二十五条の十七 の規定は、 適 用 しない

第六十三条 した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の 第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一 一罰金に処する。 項又は第二項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号) (抄)

(都市再生特別措置法の一部改正)

第 市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) の一部を次のように改正する。

(略)

R八十八条に次の一項を加える。

5 対長は、 第三項の規定による勧告をした場合におい て、 その勧告を受けた者 (建築基準法第三十九条第 項の災害危険区 地 すべ

律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める区域に係る第一項又は第二項の規定による届出を等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 した者であって、当該届出に係る行為を業として行うものに限る。)がこれに従わなかったときは、 その旨を公表することができる。

(戦

(都市計画法の一部改正)

第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(略)

の二第四項」を加え、同項第八号中「又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設」を削り、 |炎害特別警戒区域」の下に「(次条第八号の二において「災害危険区域等」という。)」を加える。 第三十三条第一項第一号イ中 「特定用途制限地域」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を、「第四十九条の二」の下に「、 土

第三十四条第八号の次に次の一号を加える。

されることとなるものに限る。)の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為 の二 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工 .物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物(いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供

(略)

○ 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄)

(任務)

第三条 国土交通省は、 に向けた施策の推進、 気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、 交通政策の推 進、 観光立国 の実現

2 · 3 (略)

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、 前条第一 項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。

一~四十二 (略)

四十三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の 集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

四十四~百二十八 (略)

### $\bigcirc$ 士 地 地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)

(前三条による損失の補償の裁決手続

第九十四条

3 \ 12 2 前項の規定による協議が成立しないときは、 起業者又は損失を受けた者は、 収用委員会の裁決を申請することができる。

## $\bigcirc$ 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) (抄

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、 に係る防災に関する重要事項を審議するため、 当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほ 市町村防災会議を置く。 か、 市町 村長の諮問に応じて当該市町 1の地域

2 6

(地方防災会議の協議会)

第十七条 又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、 都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、 当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一 当該都道府県又は市町村は、 部にわたり都道府県相互間地域防災計 協議により規約を定め、

2 (略)

(市町村地域防災計画

本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとき第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基 府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 は、これを修正しなければならない。この場合において、 当該市町村地域防災計画は、 防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道

### 四町 村相 互間地域防災計

第四十 域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町:四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、1 防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 市町村防災会議の協議会は、 '村相互間地域防災計 及び毎年市町村相 互間 画 は 地

2 •

### $\bigcirc$ 玉 有財 産法 (昭和二十三年法律第七十三号)

二十二条 普通財産は、 し付けることができる。 次に掲げる場合においては、 地方公共団体、 水害予防組合及び土地改良区 (以下「公共団体」という。) に、 無償で貸

共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。 公共団体において、緑地、公園、ため池、 用排水路、火葬場、 墓地、ごみ処理施設、 L 尿処理施設、 と畜場又は信号機、 道路標識その 他

公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。

公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。

地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号) 第二条第十四 号の地震防災応急対 策の実施の用に供

五. 地方公共団体において、 原子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号)第二条第五号の緊急事態応急対策 の実施の 用に供する

保護のための措置又は同法第百七十二条第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号) 第二条第三項 の国民

3 各省各庁の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。 前項の規定に該当することとなつたときは、 直ちにその契約を解除しなければならない。

2

第二十八条 普通財産は、次に掲げる場合においては、 譲与することができる。

負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をそ 価額に対して占める割合に対応する価額の 範囲内において当該公共団体に譲与す

7012

- 一 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、 生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当 当該用途の廃止によつて
- 公共用財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人そ該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。 他の包括承継者に譲与するとき。 ただし、 寄附の際特約をした場合を除くほか、 寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限
- ただし、 公共団体において火葬場、 公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、 墓地、 ごみ処理施設、 し尿処理施設又はと畜場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき 又は利益をあげる場合においては、 この限りでない。

でない。

# ○ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)(抄

(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、 公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを ている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長 関係都道府県知事の意見をきいて、 「地すべり地域」と総称する。 地すべり区域 )であつて、

2~4 (略

 $\bigcirc$ 傾 斜 地 の崩壊による災害の 防 止 に 関する法 律 (昭 和四十 应 年 法 は 律 第五 十七 号)

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条 を制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。 土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、 をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長 又は誘発されるおそれがないようにするため、 その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する 第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれること (特別区の長を含む。 以下同じ。 の意見

2~4 (略)

 $\bigcirc$ 海 :外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律 (平成三十年法律第四十号)

(都市再生機構の行う海外調査等業務)

第六条 都市再生機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、 って海外において行われるものに関する調査、 調整及び技術の提供の業務を行う。 市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給、 管理若しくは増改築であ

(日本下水道事業団の行う海外技術的援助業務)

第八条 水道の維持管理であって海外において行われるものに関する技術的援助の業務を行う。 日本下水道事業団は、この法律の目的を達成するため、 基本方針に従って、下水道の整備に関する計画の策定若しくは事業の施行又は下

○ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、 この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。 都市計画区域内の土地について、 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、

2 · 3 (略)

4 この法律において「施行地区」とは、 土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。

5~8 (略)

(土地区画整理事業の施行)

第三条 (略)

2 · 3 (略

4 都道府県又は市町村は、 施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

5 (略)

○ 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)(抄)

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第二十二条 号の業務を行うことができる。 る業務のほか、 機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号。 住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、 当該住宅被災市町村の区域内において、 以下この条において「機構法」という。)第十一条第一項に規定す 委託に基づき、 同条第三項各

2 · 3 (略)

 $\bigcirc$ 密集市 街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号)

(独立行政法人都市再生機構の行う受託業務)

第三十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号。 災街区整備方針に即して都市施設として整備すべき防災公共施設をいう。 た防災再開発促進地区の区域内においてその一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進し、又は当該都市計画区域内において防災都市施設(防 法第十一条第三項各号の業務を行うことができる。 条第一項に規定する業務のほか、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条の三第一項に規定する都市計画区域について定められ 以下同じ。)の整備を図るため、 以下この節において「機構法」という。)第十 地方公共団体の委託に基づき、

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)(抄)

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第百五条の二 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほ 却又は敷地分割を行うために必要な調査、 百二条第一項の認定を申請しようとする者又は要除却認定マンションの管理者等からの委託に基づき、 調整及び技術の提供の業務を行うことができる。 マンションの建替え、 マンション敷地売

# ○ 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)

〈独立行政法人都市再生機構の行う地域住宅団地再生事業計画の作成等に必要な調査等の業務〉

第十七条の五十二 る施設又は同項第三号に規定する高年齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができる。 事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であって、 認定市町村が認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業を行う場合において、当該認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生-七条の五十二 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか 第十七条の三十六第三項第二号に規定す

# ○ 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第三十条 独立行政法人都市再生機構は、 うことができる。 おいて、福島の地方公共団体からの委託に基づき、 独立行政法人都市再生機構法 同条第三項各号の業務 (平成十五年法律第百号) 第十一条第一項に規定する業務のほか、 (特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。 ) を 行 福島に

、独立行政法人都市再生機構法の特例

第四十二条 独立行政法人都市再生機構は、 団体からの委託に基づき、 同条第三項各号の業務 独立行政法人都市再生機構法第十一条第一項に規定する業務のほか、 (居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。 福島において、 を行うことができる。 福島の地方公共